

第3次宮崎県食育・地産地消推進計画(素案)の概要

1 計画改定の背景

本計画は、食育基本法第17条第1項及び六次産業化・地産地消法第41条第1項に規定する都道府県計画として位置づけており、令和2年度末で終期を迎えたことから、国が策定した第4次食育推進基本計画に沿った改定を行う。

【食育基本法(平成17年7月施行)】

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県食育推進計画)

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

【地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)(平成23年3月施行)】

(都道府県及び市町村の促進計画)

第41条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第2項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

3 計画の性格

本県の食育及び地産地消推進にあたっての基本的な考え方を示すとともに、具体的な施策や数値目標を掲げながら関係施策を総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項を定めており、行政はもとより、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、消費者団体等がそれぞれの立場から連携・協働して食育及び地産地消に取り組んでいくための基本となる。

4 計画の内容

(1) 推進目標

宮崎の豊かな食で育む生涯健康なくらし

(2) 基本的な視点

- 生涯にわたり健全な食生活を実践できる人を育てる食育
- 県民一人ひとりが自発的に取り組む県民運動としての食育・地産地消
- 命の恵みに感謝する「いただきます」の心を育む食育
- 生産者と消費者の相互理解により進める地産地消

(3) 基本的な施策

- 県民の身体の健康に関する推進施策
 - ライフステージに応じた食育の推進
 - 県民の食への理解醸成に向けた県民運動の展開
 - 県民の食生活に関する調査及び情報提供
- 地域・環境・食文化に関する推進施策
 - 地域における食育・地産地消の推進
 - 環境に配慮した食育・地産地消の推進
 - 食文化の継承につながる食育・地産地消の推進
- 宮崎ならではの食生活の推進施策
 - 県民の身体を健康にするための食生活の提案
 - 県民に愛され、選ばれる宮崎の食づくりの推進